

第5章 計画の推進

1 相談支援体制の整備

相談件数は年々増加しており、障害者地域活動支援センター「南国」に相談事業を委託していますが、保健福祉センターや福祉事務所でも相談を受けており、互いに連携を取り合い情報の共有をはかっています。1部門では対応困難なケース、来所のみならず訪問対応が必要なケース、障害がはっきりしていないケース等複雑多様化する相談支援に対応すべく相談員一人一人の資質の向上が必須となっています。また、関係づくりに時間を要し、サービス利用前からの対応が必要など1件のケースにかかる時間も増加傾向です。

多様化する相談支援に対応すべく、身近な相談場所の複数化、適切な支援を提供できる専門職による相談支援体制の整備を自立支援協議会での協議を重ねながら取り組んでいきます。

新規相談のケースでどこに相談したらいいのかわからない、利用できるサービスがわからないといった調査結果もありましたので、市のホームページやハートフルマップのさらなる活用をはかります。

2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築

地域全体で障害者を支える力を強めるため、障害者当事者・家族団体等関係者、福祉サービス事業所、保健・医療機関、就労支援・雇用等関係機関、商工関係機関及び教育関係機関等を構成員とした南国市障害者自立支援協議会を平成 20 年に設立し、地域のネットワークの構築・強化に努めています。

協議会は全体会と相談支援、就労支援、居住支援、日中支援及び計画作成のための 5 つの専門部会を設置し、各部会において様々な問題の解決のための方策を検討するなど地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核を担っています。さらに、各機関との協力体制、ネットワークの構築を進め、地域社会の連携と協力を得て総合的な取り組みを進めます。

特に就労支援については福祉・雇用・教育の連携が必要で、関係機関が一体となって総合的な取り組みを推進します。

平成24年度より障害者自立支援協議会は法定化され、地域の課題解決の役割がより重要となってきました。

3 住民参加の促進

本計画を推進し、障害者が地域で快適な生活を送るためには、地域住民の障害に対する理解と協力が必要です。

そのためには、障害者はもとより関係機関の意見を広く聴き取り、障害者が地域社会で生活していくうえでの現状と課題を明らかにする必要があります。そのうえで、障害者が地域の協力を得て暮らしていくための自立支援法の趣旨、制度の内容及び本計画について、広報等を通じて市民に広く啓発活動を推進するとともに、より効果的な周知方法を検討し、障害者と住民が一体となって暮らしていける地域づくりを推進します。

4 障害のある人への虐待防止

平成23年10月より障害者虐待防止法が制定されました。

障害者への虐待防止については、保健福祉センター、障害者地域活動支援センター「南国」及び高知県中央東福祉保健所をはじめ関係機関と連携し、相談受付と巡回により、虐待の早期発見と迅速な対応に努めています。今後もより注意深く接することにより、虐待の未然防止に努めます。

高齢者虐待の防止に向けては、長寿支援課に事務局を置き介護・保健・医療・警察等の機関による高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待の早期発見や未然防止対策等の協議を行い、高齢者の安心した生活の確保に努めています。

福祉事務所こども相談係を中心とした、要保護児童対策地域協議会が設置され、保育・学校・保健・医療・児童相談所等の関係機関と連携して、障害児を含めた児童を虐待から守り、適切な養育が受けられるように、随時、個別ケース検討会議を開催し、支援策を検討しています。

5 防災対策

平成23年度より災害時要援護者台帳の整備・充実をはかっています。障害者をはじめ高齢者などの避難時に必要な支援、避難先での支援を台帳登録し、災害時に迅速な対応ができるよう市の関係機関、民生児童委員、自主防災組織等と情報共有をはかります。

福祉施設と福祉避難所の協定を順次結んでいきます。

6 計画の進行管理

本計画の計画的な進行管理を進めていくため、毎年、南国市障害者自立支援協議会で計画の達成状況を確認し、今後の課題を検証していきます。